

tsubaki.higo.ed.jp 電子メールシステム運用規程

この運用細則は、tsubaki.higo.ed.jp 利用にあたって必要な事項を定めるものとする。

- 1 メールアドレスを付与する職員・機関は次のとおりとする。
 - (1) 市町村立学校の教職員
 - (2) 市町村立学校の代表窓口
 - (3) 市町村立学校の教職員が関わる教育団体

- 2 メールアドレスの付与方法は、次のとおりとする。
 - (1) ドメイン名は、tsubaki.higo.ed.jp
 - (2) アカウント名は、次のとおりとする。
 - ・ 職員の姓の読み（ローマ字へボン式）を小文字の英文字で表したものを原則とする。
[職員の姓]－[職員の名前の頭文字]なお、アカウント名が重複する場合、下記により県立教育センター所長が割り当てる。
[職員の姓]－[職員の名前の頭文字(2文字目以降は母音を外したアルファベット順)]

- 3 利用する職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職務上必要と認められる場合のほかはシステムを使用しないこと。
 - (2) 個人情報の保護に配慮すること。
 - (3) 指定されたIDを使用すること。
 - (4) ID及びパスワードを他に漏らさないこと。
 - (5) パスワードを忘失しないよう努めること。なお、アカウント情報を忘失した場合は、当該教育委員会を通じて県立教育センター所長に申請すること。
 - (6) 自らが登録した情報を適切に管理するとともに、他のユーザが登録した情報についても適切に取り扱うこと。

- 4 システム管理責任者は、新規に職員にメールアドレスを付与する必要がある場合は、別紙様式により県立教育センター所長に申請する。

- 5 システム管理責任者は、やむを得ない理由で職員のメールアドレスを変更する必要がある場合は、速やかに別紙様式により県立教育センター所長に申請する。改姓の場合も、別紙様式により申請する。

- 6 4から5までの規定による申請があった場合、県立教育センター所長は、その内容を審査後、作成したアカウント情報を申請者に通知する。

- 7 県立教育センター所長は、システムに登録された情報を一定期間経過後、消去することができるものとする。また、管理及び運営上必要があるときは、利用者へ情報の消去を指示することができるものとする。なお、利用者は不要なファイルは定期的に削除し、保存が必要なものは別途保管することとする。

- 8 この細則に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、県立教育センター所長が別に定める。